

国土交通大臣認定を受けた非常用の照明装置に関する取り扱いについて

この程、国土交通大臣認定を取得した LED を光源とする非常用の照明装置 に関する建築設備定期検査報告における取り扱いについて、平成 27 年 3 月 25 日付で国土交通省より事務連絡が出されましたので、以下を参考の上、運用下さい。

記

- (1) 建築基準法施行規則第三十六号の四様式 定期検査報告書 (建築設備等 (昇降機及び遊戯施設を除く。))(第二面)

【記載例】線で抹消し、「その他()」と書き換え判定する。
()内は(LED)など、光源の種類を記載する。

【13. 非常用の照明装置の概要】

【イ. 照明器具】	白熱灯 () 灯)	蛍光灯 () 灯)	高輝度放電灯 () 灯)	無
【ロ. 予備電源】	蓄電池 (内蔵形) (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)			
	蓄電池 (別置形) (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)			
	自家用発電装置 (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)			
	蓄電池 (別置形)・自家用発電装置併用 (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)			
	無			

- (2) 建築基準法施行規則第三十六号の四の二様式 定期検査報告概要書 (建築設備等 (昇降機及び遊戯施設を除く。))(第二面)

【記載例】線で抹消し、「その他()」と書き換え判定する。
()内は(LED)など、光源の種類を記載する。

【9. 非常用の照明装置の概要】

【イ. 照明器具】	白熱灯 () 灯)	蛍光灯 () 灯)	高輝度放電灯 () 灯)	無
【ロ. 予備電源】	蓄電池 (内蔵形) (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)			
	蓄電池 (別置形) (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)			
	自家用発電装置 (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)			
	蓄電池 (別置形)・自家用発電装置併用 (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)			
	無			

- (3) 平成 20 年国土交通省告示第 285 号 非常用の照明装置の照度測定表 (別表 4)

別表 4 非常用の照明装置の照度測定表 (A 4)

測定年月日	測定機器 メーカー名	
光源の種類	最低照度の測定場所	
	階	部屋
白 熱 灯		
蛍 光 灯		
高輝度放電灯		

【記載例】線で抹消し、「その他()」と書き換え判定する。
()内は(LED)など、光源の種類を記載する。